

ましては対応はさせていただきたいというふう
に考えております。

あと決してうちの方では、払わなくてもいい
ですというような対応はしておりませんので、
間違いなく負担していただくものは負担をお願
いしますというふうに言っております。また、
分割していただきました際に、通常の納期より
おくれてしまう部分が出ますので、督促状だけ
は一部発送になってしまいます。それだけは了
承いただきたいと思えます。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 時間ですので、3点目につ
いてはちょっと時間がなくて触れられなくて
申しわけなかったんですが、いつかの機会にさ
せていただきたいと思えます。

特にこの税の公平性の問題、そしてこれから
も税を徴収するということが非常に難しく、大
変な時代に差しかかっていると思えます。その
中での収納率向上対策本部、非常にこれからも
頑張ってくださいませんと大変なことになる
というふうに思えますので、可能な限りの税務行
政のサービスということを検討していただきま
して、市民が気持ちよく納税できるように取り
組んでいただきますようお願いをしまして、
質問を終えたいと思えます。ありがとうございました。

○町田義昭委員長 以上で通告による総括質疑は
終わりました。

これより細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにペー
ジ数をお示しの上、お願いいたします。

認第1号 平成18年度長井市歳入 歳出決算認定についての質疑

○町田義昭委員長 それでは、認第1号 平成18

年度長井市歳入歳出決算認定についての一般会
計の歳入から順次質疑を行います。

まず、認第1号の一般会計の歳入全部につ
いて質疑を行います。事項別明細書の27ページか
ら50ページであります。ご質疑ございませんか。

8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 ページ数は27ページとい
うことで、ただいまも蒲生委員が総括しました
税収問題でありますけれども、税務課よりもら
いましたこの成果報告にありますとおり、収納率
向上対策実績というようなことで、こういった
取り組みをやってきたと。そして、18年度にお
いては一斉徴収を行い、890万円を超えると。
これは先ほど副市長も答弁で言っておりました
けれども、こうしたことが確かに収納率向上とい
うようなことにはつながると思っておりますが、現
状では長井市の場合最低のところを確保した
んじゃないかなと、向上じゃなくて、考えよう
によっては、これをしなければどんどんと収納
率は下がっていったのかなというようなことで
あります。

ですから、先ほども蒲生委員の質問にありま
したように、こうした徴収体制というものは、
これ以上の成果というものは私は期待できな
いんじゃないかなというふうに思えますね。やは
り税務課が主体となって各民生費、土木、いろ
いろな負担金、使用料、そういったものもすべ
て徴収をすると。国保に当たっては臨時の徴収
員を配置しながらと、こういうことがあります
けれども。やはり先ほどあったように、徴収率
の高い市町村をモデルにというようなことがあ
ると思えますけれども、その課ごとに、これは年
がら年じゅう、一年じゅう徴収をやるというよ
うな体制も一つはあってもいいんじゃないかな
というふうに思えます。

それと、ここには市税の取り組み状況という
ことで、督促状から差し押さえまでの件数があ
ります。ある程度の悪質な方には督促状を発送

してから差し押さえると、こういったことを長井市も前々からやっておったというふうに思います。また、18年度においては、差し押さえの件数は125件と。こういったことは、先ほど言ったように、第15条と第18条の関係でやはり3年、5年という経過の中で、そういった方には最良の長井市の一つの、逆に考えれば強制じゃなくて、ある程度手心を加えているのかなと。

そして、5年がたてば、ごね得じゃないけども、不納欠損だと。こういうことを考えていけば、差し押さえた件数そのものの処理ですね、処理というか、処分というか。そういったことは、県でも、先ほど副市長が言ったように競売、公売という物件の売却をして、一つのそうした悪質な方々への見せしめじゃないけども、行政の強い意思というものがあらわれているんじゃないかなというふうに思いますけども、そうしたことも含めて、これからもう一步取り組みの状況の中で進んでいくのか。その2点、今までのとおりにはやったんでは、これ以上のものはできないと。ですから、課ごとに、例えば民生費でいえば福祉事務所あたりも入ってやっていると。非常に負担金においても突出した金額がかかっております。これは31ページですけども。そういったことで、その辺については税務課長ですか、中井課長、ひとつよろしくという面でも、一歩進んでやるか。その差し押さえ物件の処理ですね、そうしたことについても踏み込んで今後、強い行政のそうした徴収業務の一つを示すんだと、こういったことを考えておられるのか。

あと市長には、ほかの市町村のよいところもあると思いますけども、やはり各課がそれぞれの部署ごとにやっていくというのは、例えば一番もとは市税ですから、市税が先で、その後に国保というようなことになっていくのかなというふうに思います。ですから、例えばほかの負担金やら使用料というのは後回しになってしま

うと、こういったことも考えられるんじゃないかなというふうに思いますので、そういったことも含めてお答えをいただきたいと思います。

○町田義昭委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 それでは、私から取り組み状況と今後の対応につきまして答弁させていただきます。

先ほども答弁させていただきましたけども、厳正な対応が必要であるということで、17年から法的に従いまして少し厳正な対応をさせていただいてきております。当然未納者の方で不動産がありました方は、不動産も差し押さえもさせていただいておりますけども、なかなか不動産を換金できないというのが現状であります。それで、とりあえず実際に換価処分ができます給与の差し押さえですとか預貯金の差し押さえを現在、取り組んでおります。

特に18年度から預貯金の差し押さえをさせていただきまして、税務概要に報告させていただいておりますけども、実際に19件で128万円ほどの徴収をすることができました。また、給与につきましても、毎年給与から差し引きできる方につきましては給与を差し押さえるという形でしてございまして、それらの調査もことしからはより幅広く調査をさせていただくことにしております。

あと不動産の方の競売によります換金でありますけども、一般的に住宅等を差し押さえますと、住宅の借入れの際に抵当権設定が行われております。税の滞納が始まりましてから差し押さえをするわけでありましてけれども、通常でありますと優先順位が劣後してしまいますので、競売をしてもなかなか税金にまで回らないという実態がございます。ただ、中には抵当権の設定がございませんで、税務課で差し押さえたものが優先権第1位というものもありますので、今後、市長、副市長の方と相談いたしまして換金処分なりをするかということを検討させてい

ただきたいというふうに思っております。

あと税務課以外の組織を超えた体制ですが、税務課としては大変ありがたいんですが、ちょっとこちらの権限ですぐ協力をお願いできるわけではありませんので、もう少し全庁的な調整が必要なのかなというふうに考えております。

○町田義昭委員長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 税以外の徴収金といいますか、税外収入といいますか、その分については、税務課だけでなく担当の課でも徴収の努力をするようにというようなお話だったと思いますが、今のシステムは、もちろん市税は税務課で賦課徴収というふうになっております。それから、もちろん国民健康保険税につきましても、税という扱いで税務課が徴収を担当するというふうになっておりますが、そのほかのいわゆる税外収入と言われるものに児童センターの使用料とか、それからお墓の使用料とかがございます。それから、先ほどの住宅の使用料などもございます。これらにつきましては、それぞれの課の方で賦課すると、いわゆる通知をするというふうになっておまして、それから収納関係は一元管理で税務課の方でやるというふうになっております。

それまで滞納した者に対する督促状の一律発行などは税務課でやっているようですが、実際の催促とか催告については、それぞれの課で対応してもらっておりまして、やはりただ、どうしても1人の人にいろんな税目あるいは徴収金額の滞納が発生するという傾向がありますので、お互いに情報を共有できるような体制にしておかないといけないということで、未納者リストみたいなものは一元に名寄せできるようなシステムをとっておりまして、そこで対策がとれるようにしております。

ということで、これから、先ほど安部委員からもご発言がありましたように、この対策本部の中で、先ほど私が申し上げましたように、収

納率向上対策本部の中でそういう資料を十分に用いて、効果的な対応がとれるように相談しながら、あるいは各課でもそれなりの対応をしていただくような方向で調整していきたいというふうなことをございます。

○町田義昭委員長 8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 私は、一元化という面ではやはりプラスのところもあると思いますけども、実が上がってこなかったというようなことも、これは今までのこの収納対策というものは余り大きく影響といいますか、そういったところが見えなかったというようなこともありますので、この辺はいろいろ検討しながら見直していくべきだなというふうに思ったところでありますので、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

同じく31ページでありますけども、民生費の児童福祉施設の徴収金、つまり保育料でありますけども、これは一般質問でも蒲生吉夫議員が質問されておりましたけども、本当に国内でも非常に問題になっておるといようなことでもあります。そして、私も8日の日に児童センターの運動会に行ってみまして、子供たちの様子を見ますと、やはり保育行政というものは頑張らなきゃいかんなど、こういうふうに思ったんですけども。そういう中で、やはりよい育児行政といいますか、そういったものは、こうしたことを解決しなければ、なかなかそういったことにつながっていかないんじゃないかなというふうに思うんですね。

そこで、福祉事務所長にお聞きしますけども、これの収入未済額についても、メーンについてはやはり税務課等においてしていただいと。そして、未収保育料でありますけども、これには、例えば認可保育園、長井市が委託しました清水、はなぞの、それから白ゆり、それと市内では白山、星の子、上の3つは法人で、下の2つは個人というようなことで、ここには国から

+

の補助金と県からの支出金で補助が入って、そして定員の数に見合った補助金をつけて、個人分も長井市が徴収しますから、一緒にやると。そうした場合に、この個人分が未収の場合は、その保育園の保育料というのは、そこに穴があくんですか、その辺について。

○町田義昭委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 認可保育園の方には運営費という額で定額で人数に応じて行きますので、例えばあるAという認可保育所の親御さんが保育料未納のままで、認可保育園の方には決まった額が交付されます。

○町田義昭委員長 8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 そうしますと、簡単に言いますと、個人分も長井市が立てかえてその補助金と一緒に交付してやると、こういうことなんです。これでは帳簿上、もらって出してやればこうですけども、もらわないで出してやると、倍の帳簿上には支出になるんじゃないですかね、その瞬間的には。これは、ちょっと私もそういったことを聞いたときに、これではやっぱりちょっとなと思ったんですね。そして、いわゆる認可保育園ということで、民間に委託をしております。民間委託の趣旨というのは、やはり民間のそうしたノウハウを生かしていただいて、そしてよりよいそういった事業をやっていただくというようなことで、いろいろ民間に委託をしております。ですから、認可保育園においても、無認可時代においては我が身ですから、それはそれなりのそうした保育料の未納については、徴収に対していろいろとノウハウというか、経験も持ちながら対処をしてきたという経過が多分あると思うんですね。そこで認可いただいている園長さんですか、理事長ですか、そういった方々と一緒にこうした対策を、保育料の未収の対策というものをやってきたのかなというふうには私は思うんですけども、その辺について福祉事務所長、いかがでしょうか。

○町田義昭委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 移管した認可保育所の園長さん方にまで、この人が未納してますというふうな案内は今までしてこなかったと思っております。福祉事務所のやっております未収金の対策としまして、税務課の方から発行される督促状とは違いまして、未納金納入のお願いというふうな文書を差し上げたりもしております。さらに、具体的な対策としましては、児童手当を差し上げておるわけなんですけれども、その方々の中にも未納なされておられる方がおります。年3回、児童手当を振り込む前に電話等で直接連絡をとらせていただいて、児童手当は交付のときにそれを未納金に充てていただきたいというふうな話もさせてもらったりしております。今回、たまたま6月、そういった時期でございましたので、そういったご連絡させていただきまして、承諾を得た方もおります。実際には18名の方が承諾していただきまして、幾らかといえますか、実質的な納入に結びついた結果も出ております。

以上です。

○町田義昭委員長 安部委員に申し上げます。

細部でありますので、質問は整理をして質問してください。

8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 3回までですので、3回目ですから。やはりこの問題は、なかなか質問しづらいし、余りこういったこともできないのかなと。本当にあすの長井市を担う子供たちですから。ですが、この資料をもらいました現年度、19年度の4月から7月までで既に178万9,400円ですよ、未済額。4、5、6、7、4カ月。ですから、もう少し市としてもそうした認可をいただいた経営者、理事長さんをお願いをしながら、一緒になって徴収をするというのも一つの手ではないかなと。そして、無認可のときは大変だったそのことを思い出して、認可になれ

ば親方日の丸的な考えでいられてもやはり困るんじゃないかなと、そのように私は思うのであります。

それから、今回、最後の方ですけども、定員の原則とといいますか、そういったところもいろいろ待機児童の関係で、その辺は市もある程度考慮をしてるというふうに思われますけども、定員の決め方というのは、補助金の関係と、それから保母さんの数とか建物の広さとかと、いろいろ基準があると思うんですね。そういったところも踏まえていけば、この保育行政というのはもう少ししっかりとした、例えば100名の定員に111名なんていうのは、どのような原則の定員の定義というのがあるのかなというふうに思ったんですね。ですから、保育行政全体から見れば、児童センターあたりは人数があいてる。そういったところも含めていけば、やっぱり5歳児、4歳児を親御さん、保護者をお願いして、何とかそちらの方に行っていただくとか、郡部から中央に来ている方はそっちに回していただくとか、そして協力をいただきながら保育所の空きスペースを確保するというふうなことも私はあるんじゃないかというふうに思いますけども、今後、そうしたことを踏まえまして、責任者と一緒になって、そうしたことに励んでいただきたいなというふうに思いますけども、福祉事務所長はいかがお思いでしょうか。

○町田義昭委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 ただいまご発言いただいた待機児童の関係につきましても、おっしゃるとおりでございまして、郡部の児童センターなどが定員割れしている現状でございまして。児童センター等につきましては今後、延長保育、そういった時間の延長などすれば、郡部から中央地区の保育施設に子供さんを連れてこられておられる保育に欠ける方々が地元の児童センターに預けることもできるというふうな流れも出てくるだろうとも予想できます。そういうこと

からも、保育時間の延長等は児童センター等を検討していきたいというふうに考えております。

また、仰せのとおり、各児童センター、認可保育所の経営者の方々とも未納対策についてお願いしてまいりたいと。この子が未納ですとまでは言わないまでも、親御さんに啓発をしていただくようなことを図ってまいりたいというふうに考えております。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 企画調整課長にお聞きいたします。

多分ですが、48ページあたりのところに、雑入のところに入ってるんだと思いますが、成果報告書の中にこういうふう書いてますね。レインボーのコンポストの販売額実績160万5,000何がしって数字がございましてね。これはどこに入ってるんですか。

○町田義昭委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 44ページの財産収入でございまして、2項2目の生産物売払収入のところに入ってるんですか。レインボーブランコンポストということで計上させていただいてます。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 財産収入ですね。わかりました。それで、販売額も減ってるんですよ、年々。それは、ごみが減ってきたからという理由ですか。それとも売れなくて残ってる部分があるからということになりますか。どうなんでしょう。

○町田義昭委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 全体としては多少余り傾向でございまして、以前、3月の定例会の際なり、12月でしたか、質問を受けまして、どのように消化するのかというような話も受けました。その際にも、少し担い手農家の方なりを中心に引き受けていただけないか、また推進協議会の皆さんにもPRすると同時に、あと全市民の方にもPRさせていただいて、何とか引き受

けていただけないかというような取り組みはさせていだいたところであります。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 残ってはいないんだと思いますけれども、要するに私が聞いているのはそうでなくて、生ごみがもともと減ってきたんで、堆肥の生産量が減ってきたんですかと、こういうふう聞いてるんです。

○町田義昭委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 具体的な数字は今のところ持ってなくて申しわけないんですが、レインボー協議会の方なりのお話を聞きますと、やっぱり減ってきているということがあると思います。それは、これまでの食事の体系が、若い世代中心だと思えますが、外食も入ってきているということがありまして、自分の家のところから出る生ごみでなくて、外食すれば、やっぱりそちらの方になってくるということもあつたりするので、若干減ってるのではないかというふうなお話をお聞きしたときがあります。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 減ってきてるんであれば、私は前から言ってるんですけども、中央地区内の5,000戸しか集めてないんですよ、生ごみを。周辺地区ではとても不公平感があるんですよ、これは。全部が自宅で生ごみを処理できるうちだけでないわけですから、燃やせるごみとして出してるうちもちろんたくさんあるんですね。不公平感があつて、もし処理能力があいてるんであつたら、周辺部まで含めて本当はこのコンポストとしてなるように集めてもらいたいわけですね。それは、あいているんですか、いないんですか。そこはどうなんですか。

○町田義昭委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 基本的には、あいてないと思つてます。

○町田義昭委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の一般会計の歳出について質疑を行います。

まず、1款議会費、2款総務費について質疑を行います。51ページから70ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、3款民生費、4款衛生費について質疑を行います。71ページから87ページまでであります。ご質疑ございませんか。

12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 72ページの委託料、福祉ハイヤー委託料についてお聞きをいたします。この心身障がい者福祉ハイヤー利用事業についての内容と問題点、そしてこれを19年度から廃止したいというふうな計画のようではありますが、その理由をお聞きします。

○町田義昭委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 福祉ハイヤーにつきましては、年度当初、19年度当初予算に計上しておりませんでした。問題点といたしましては、所得制限ということがなくて、車をたくさん持っておられる方とか、そういった自分で動けるような方にもタクシー券が申請されれば交付されておつたというふうな経過がございまして、あともう少し本当に困っておられる方に枚数を多く交付したいというふうな考えがありまして、さらに自立支援法ができて、その補助メニューに何とかのせて、福祉ハイヤーの制度を再構築したいというふうな考えで、今回の9月の補正に19年度分を計上させていただいております。

以上でございます。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 廃止する理由は。

○町田義昭委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 当初予算に計上しない、一たん廃止ということになったことでございませぬけれども、9月にもう一度今回、補正計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 これについては、既にご承知のように、特に目の不自由な方あるいははり・きゅう・マッサージ師などは、出張治療というふうなことで商売にも差し支えるし、仕事をやめなければいけないというふうな苦情なども寄せられているわけで、主要な施策の成果報告書を見ても、交付枚数、実利用枚数が1,930枚近いというふうなことでありますし、何とかしてこの福祉ハイヤー利用事業を残してほしいという切実な願いが届いてるんですね。この自立支援法の補助メニューの問題もありますけれども、しかし、やはり障害者の方々と、それから一般の方々を区別なく、障害者の方も社会参加のできる、そういう非常にすばらしい制度でありますので、ぜひ残してもらいたいという声があるわけですが、いかが考えますか。

○町田義昭委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 お答えいたします。

9月からといいますか、今回の補正予算で承認いただければ、今まで年12枚交付ということでしたが、19年度はもう下半期になりますので、同じ枚数12枚ではございます。ただし、20年度からは24枚の交付ということで継続してまいりたいというふうに考えております。

○町田義昭委員長 ほかにございませんか。

10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 80ページの扶助費、生活保護費について、福祉事務所長にお伺いをします。

きょうの高橋会計管理者の説明では、この扶助費は昨年比で5.1%増なんだというふうに言われたわけです。確かに主要な施策の成果報告

書34ページでは、生活保護の実施ということで、年度平均160人が該当してるということになってるわけです。評価、問題点及び改善策のところで、「相対的に保護におちる者がふえていく傾向にあり、特に高齢者世帯の占める割合がふえている」というふうにされてるわけですが、こういう実態についてちょっと具体的にお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○町田義昭委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 私もはっきりわからないで申しわけございませんが、そんな感じなんですけれども。例えば今回、自立支援法が改正になりました、居住費ですか、それから食費などが自己負担になったというふうなことがあります。そういったことになると、例えば施設を利用してる方々の利用者負担が高まってくるというふうなことになるれば、そのお金が今までもらっておった障害年金とか、そういったもので払えなくなって、生活保護のケースに該当してしまうというふうなことが想定されるのではないかと考えています。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 それは施設入居者ということですか。施設を利用してる人あるいは通所でもということですか。ちょっとわからないんですね。だから、計数的に高齢世帯がふえてるというふうな傾向にあるのだとすれば、それは具体的にどういうケースなのかということと、割合ではこういうふうに変ってきてるよというのはどうなんですか。お聞かせをいただきたいのです。

○町田義昭委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 実数は手元にはないもので申しわけございませんが。例えばデイサービスの利用者、通所ですね、そういった方も食費などが今度自己負担になってるわけです。そういった負担増になれば、ぎりぎりのところで生

+

活していらっしゃる方もおられるかと思しますので、そういった方々が少しずつ生活保護の方に流れてるのではないかというふうに思います。

なお、そういった詳しい資料につきましては、係の方で十分持つてはらずですので、後日、提出させていただきます。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 私は、やっぱり傾向として押さえておかなきゃいけないとは思っています。生活保護というのは、こういう世並みというか、世間の状態ですから、これやっぱりふえて当たり前みたいなところもあるわけですけども、その実態については、後で把握できる資料についてぜひいただきたいとします。

もう一つ、73ページの老人福祉費のところでは老人ホーム入所判定委員報酬にちょっと関連をしてお伺いをしたいわけですが、これも主要施策の成果報告書でいうと36ページということになっておりまして、18年度の実績値は平成18年度措置実績として、おいたま荘46、あとほかにこういうふうになったんだというふうに記載があるわけです。養護老人ホームおいたま荘で、私はそんなに待機者はいないのだという認識をこれまで持っていたんですが、最近はどうなんですか、傾向として。何か待機者がいるということもお聞きをするわけですけども、その傾向についてはどうなっているのか、お聞かせをいただきたいとします。

○町田義昭委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 待機者はございます。

つい今月も2名ほどあきが出まして、入りました。また、もう1名ぐらにあきが出たというふうな情報もあります。待機人数につきましては、たしか2けた、10人前後かと思われまして、これも不確定ですので、後ほど資料として差し上げたいと思います。ただ、待機はございます。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 それで、前に戻るんで

すけども、高齢世帯が本当にボーダーラインで生活をしていらっしゃる方たちがふえてくることによって、例えばこういう施設への入居であるとかという需要はこれからふえると考えられるのではないかと私は思うんですが、その辺の傾向についてはどういうふうに押さえていらっしゃいますか。

○町田義昭委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、ふえる傾向にあると思っております。そういった施設も、さらには進出したい旨の話も聞いております。例えばグループホームですとか、地域密着型ということになってきておりますので、長井の市民については長井の施設というふうに割り当てになっております。傾向的には独居老人などもふえてきておりますことから、そういった施設でお世話しなくてはならないというふうな方々が増加傾向にあると思っております。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 養護老人ホームおいたま荘は100名の定員で、うち多分37名が要支援、要介護の認定を受けてるわけですね。だけど、そこは特別養護老人ホームではないわけで、去年の10月から、いわば個人が契約をして、そして介護サービスを受けることができるという施設になったわけですけども、実際は本当は特別養護老人ホームにそこから行くということとか、あるいはそれしかないのかな、中間施設に行くわけにいかないから。ですけども、そういう全体の例えば老人福祉である養護老人ホームと特別養護老人ホームをばらばらにするんじゃないかと、総体の意味で私はもう少し施設で介護なり、あるいはお世話をするというか、あるいはついの住みかにしていくということを考えていかないと、ちょっとあふれるんじゃないかと。ただでさえ特養はもう複数なんでもんじゃないかと、2けた台ですけども、ずっと待機者

かいるわけですが。そういうところというのは、例えば長井だけではなくて、本当にこの管内で少し具体的に私は検討してみる必要があるんだと思うんです。自宅介護なんていったって、なかなか進みませんから。そういう検討は、呼びかけてやられるなんていう計画はないのですか。

○町田義昭委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 お答えいたします。

確かに委員おっしゃるとおり、おいたま荘の方には37名ほどの介護認定者が入ってございます。それぞれ自分の選んだ介護事業所からお世話になっておるような状況でございますが、やはり委員おっしゃるような検討も十分必要かというふうに思いますので、なお担当と検討を重ねていきたいというふうに考えます。

○町田義昭委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、5款労働費、6款農林水産業費について質疑を行います。88ページから98ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、7款商工費、8款土木費について質疑を行います。99ページから111ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、9款消防費から13款予備費までの質疑を行います。112ページから136ページまでであります。ご質疑ございませんか。

8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 119ページ、13節委託料で、管理課長にお伺いしますが、スクールバス

運行業務委託料1,204万8,000円とありますけども、この契約形態はどのようなことになっておるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○町田義昭委員長 鈴木義一管理課長。

○鈴木義一管理課長 お答えいたします。

まず、学校の授業に合わせましてスクールバスを運行する基本回数をまず決めております。それで、1日6時間以内ということですが、6,000円というふうになってございます。あと基本外ということで、冠のスポーツ大会とか土曜日、日曜日に運行しましたものにつきましては、1日6時間以内で7,500円という契約になってございます。

○町田義昭委員長 8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 それもあつたんですけども、契約の形態といいますか、随意契約になっているのか競争入札になっているのかなという、それをちょっとお聞きしたかったんですけども。私の記憶で言えば、この業務の委託は、当初は事務管理公社で雇い上げてやっていたと。そして、平成16年かな、確かではございませんが、事務管理公社の解体でないけれども、整理に伴いまして運転手を市内のそうした業者にゆだねていくということで、委託をしたというふうに思っております。

当時は、多分数社の指名競争入札というふうな中でされてきたというふうに思っております。ですが、今年度も多分この契約は随意契約でやっているんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、この随意契約がいいか悪いか。3回しかできないもんだから、長くなりますけども、東ねて答えていただきたいと思えます。そういうことでありまして、随意契約だというふうに私は思っております。これが安全面でよいか悪いかわかりませんが、次の121ページにもスクールバスの事故ということで130万円ほどありますけども、それからこの議会の当初の専決処分でも130万円の損害賠償というような

ことで上がっております。

これは、やはり随意契約という契約の中では、安全の確保というものについては、それなりに徹底ができている会社がこうして選ばれてきたのかなというふうに私も信じておったわけですが、そうではないのかなというふうに思いますし、過日の決算監査報告にありましたように、一者特命というものは、やはりこれからはすべきじゃないんじゃないかというような飯田監査委員からも指摘がありました。そういったことを含めて、今年度はそれなりにやってきたと思いますが、今後そうしたことを含めながら、その改善というものを考えていないのか、お聞きをしたいと思います。

○町田義昭委員長 鈴木義一管理課長。

○鈴木義一管理課長 大変失礼しました。契約につきましては、おっしゃるとおり随意契約で行っております。それで、今後のことということでございますが、当初、なかなかこの金額で受けただけなかったという事情もございまして、随意契約になったようでございますけれども、なお、ほかにもっと有効な方法等あるかどうかにつきましても検討をしていきたいというふうに思います。

○町田義昭委員長 ほかにございませんか。

12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 128ページの文教の杜ながい費について2点お尋ねいたします。

1つは、文教の杜ながいの所蔵作品の目録を作成していると思うわけですが、その公開について、目録作成がされているのか。それを何か1冊のものにして公開をしておられるのか、それが1点

もう1点、文教の杜の入り口がわからないという市民が結構おられます。それで、1つは大町通りのかく長そば屋さんのところから入れば、真っすぐ小桜館に行くわけですが、そこに看板設置が欲しいという声がありますし、それから

風間書店通しも入り口なわけですが、その駐車場はいつも満杯であると。駐車場は、つまりその書店のお客さんでいっぱいなもので、肝心の文教の杜にとめるわけにはいかない、何とかならないか、この苦情が寄せられておりますが、どうであるのか、お聞きいたします。

○町田義昭委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答えを申し上げます。

第1点目の所蔵目録でございますが、大変膨大なものでございまして、現在整理中というふうに聞いております。公開をどの時点ですればいいのかということについては、なお担当の主幹とも相談しながら、きちっと整理がある程度までいった時点で、方法等について文化財調査会の皆様のご意見なども参考にしながら行ってまいりたいというふうに考えております。

あと文教の杜の入り口の件でございますが、確かに委員おっしゃるとおりだというふうに思います。ただ、現在、小桜館の周辺整備なども行っておりますので、そちらとの兼ね合いもございまして。そういった中で、どのようにすれば一番わかりやすくなるのかなということも再度検討させていただきたいというふうに思います。本来の入り口については、委員おっしゃった風間書店さん側といいますか、あちらの通りだとは思いますが、駐車場が狭いということもあります。お車でいらっしゃる方については、どうしても小桜館側からお入りになる方がおられるわけですので、そういった意味でも、もっと対応しなければならないというふうに感じているところでございます。委員のご意見を参考にしながら、より多く皆さんにご利用いただけるような配慮をしてみたいというふうに思います。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 第1番の目録についてですが、実は残念ながら文化財調査委員を長く

なされて、長井市に大きな貢献をなされた竹田市太郎先生が先日前にお亡くなりになったわけであり。竹田市太郎先生の遺志で、先生の所蔵しておられる作品を長井市に寄贈されるというふうな遺言をいただきまして、それを家族の方々も了承されて、これを長井市にいただくというふうな手順になっておるようでありますが、その点について、どのような現状、目録をいただく、そしてそれにのっとって文教の杜に保管をするという手順があると思うんですが、それが現在どのように進んでいるか、お聞きをいたします。

○町田義昭委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答えいたします。

亡くなられました竹田市太郎先生のご遺志については、大変ありがたく受けとめさせていただいているところでございます。その後、竹田市太郎先生のご親族の方と私どもの担当の主幹がお話し合いをさせていただいておまして、いろいろな中身について、今ご相談をさせていただいている段階でございます。

具体的にご寄贈いただくものについて確定いたしました時点で、寄附採納の手続をさせていただきまして、それについては当然のことながら議会にもご報告させていただくというふうなことの手續になるかと考えております。

○町田義昭委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 ぜひ進めて、きちっとした形で先生のご遺志をいただくというふうにさせていただきたいと思えます。

それから、この看板ですね、これは文教の杜ができたときから言ってるんです。私の方も駅にギャラリーをつくってるんですが、そこで文教の杜の案内をよく聞かれるんです。それで、なかなか複雑ですから、丁寧な案内をしてるんですが、時々入り口がわからないと帰ってくるんです。前にもその件で文教の杜にも言ったんですが、今もってそれがなされていないと。別

に面倒くさいわけではない、あのそば屋さんをお願いして、あそこに立てろというふうなことです。面倒くさいことではないんではないか。あるいは風間さんにお断りをして、駐車場ということで書けばいいだけです。あの土地は風間さんのものであるんですか。それとも長井市のものでしょうか。長井市のものであるとすれば、直ちに駐車場として利用できるようにしてもらいたい。

○町田義昭委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答え申し上げます。

看板につきまして大変後手後手に回っておりますことについて、おわびを申し上げたいと思えます。早速、どのような形でできるか協議をいたしまして、できるだけ早く対応をしまいたいというふうに思えます。丸大扇屋側の土地については、ちょっと私の記憶の範囲ではたしか文教の杜の部分だというふうに記憶しておりますし、あその堀にも文教の杜の駐車場という表示があったのかなというふうに記憶しておりますが、もしなければ、そちらの方にもその表示をするなり、対応をしまいたいというふうに思えます。

○町田義昭委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。137ページから148ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の物品調達特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。149ページから150ページまでであります。ご質疑ございませ

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。151ページから158ページまでであります。ご質疑ございませんか。

10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 この分担金の関係でちょっと建設課長にお伺いをしたいと思いますが、今新たになってるところというのは、特環で年次計画でずっと進んでおまして、だんだん供用が開始になるわけですが、それに伴って分担金の徴収というのが出てくるわけです。私はお聞きしたいのは、分担金を徴収するまでの取り組みといいますか、それはどういう流れになるんですか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

+ ○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 公共下水道の特環エリアに認定区域を指定いたしまして、その中の部分の整備が始まることから順次説明会を行いまして、今現在も既にエリア内に入ってる方については分担金についての説明とともに、額の確定といいますか、特に周辺地域といいますか、宅地内面積が大きくございますので、減免という対象になる部分を省いた部分の金額と面積とを確定してご負担いただくような協議を進めながら、順次行っているというところでございます。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 そういうことだと思います。ただ、その説明会に呼ばれる人ってどれですか。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

土地所有者ということで認識しております。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 土地所有者全員ですか。そこに住んでいない人もいるわけですよ、土地を持っていても。そういう人への案内であるとかというのは、どうなるのでしょうか。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 基本的に土地の所有者に対する分担金という形でおりますので、そこに居住をしてないで区域内に土地を持っていらっしゃるという方についても、当然ながらご案内を差し上げてお話し合いをさせていただくということになると思います。

○町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 実際はそうでないんですよ。そこに供用開始をする区域内に宅地を所有をしている、あるいは宅地外の土地を所有をしているという場合に、残念ながら説明会のご案内はないのです。いきなり「あなたこれくらい納めてください」と来るわけですよ。これは、私はもう少しやり方として考えてもらいたいなと思うんですよ。説明なしに、あなた30何万円払ってくださいというやり方は、私はかなり乱暴だなと。そこは、これからはやっぱりもう少し調べて、ちゃんと事前に調べて、当該のところに居住をしていない人も説明会のご案内を差し上げて、丁寧に遺漏のないようにやってもらいたいと、私はこう思ってるんですが、いかがでしょうか。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

私もことしから参りましたので、具体的に今まで進んだ部分についての現状、事例の認識につきましては十分持ってないということにつきましては、反省いたしたいと思います。

この事例といいますか、既にこのようなことがあるということを持ち帰りまして、今後の分担金の説明会につきましては、委員おっしゃられますように、十分所有者、使用者についても当然ながら借地の権利がございますので、いろ

いろいろその点も配慮しながら、説明会等々を円滑に進めさせていただくように行ってまいりたいと思います。

○町田義昭委員長 ほかにございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の老人保健医療費給付事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。159ページから162ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の山形鉄道運営助成事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。163ページから164ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。165ページから168ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の訪問看護事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。169ページから170ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。171ページから182ページまでであります。ご質疑ございませ

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の浄化槽事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。183ページから185ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の用地特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。187ページから188ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で認第1号の質疑を終結いたします。

認第2号 平成18年度長井市水道事業会計決算認定についての質疑

○町田義昭委員長 次に、認第2号 平成18年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

平成18年度各会計決算認定についての表決

○町田義昭委員長 これより討論、表決であります。ご意見がある方は、本会議においてご発

+

言いただくこととし、この際、討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、認第1号 平成18年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について採決いたします。

認第1号について、認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○町田義昭委員長 起立多数であります。よって、認第1号は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号 平成18年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について採決いたします。

認第2号について、認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭委員長 起立全員であります。よって、認2号は、認定すべきものと決定いたしました。

査報告の文案につきましては、私に一任くださるようお願いいたします。

決算特別委員会はこれをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時57分 閉会

会議録署名

臨時委員長 鈴木 武 次

委員長 町 田 義 昭

開 会

○町田義昭委員長 以上で本決算特別委員会に付託になりました案件の審査は全部終了いたしました。

最後にお諮りいたします。本委員会において議決されました議案の中で条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、会議規則第102条の規定により、その整理を委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭委員長 ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定いたしました。

また、来る21日の本会議における本委員会審